

看護職員の負担軽減・処遇改善 に関する取組事項について

- 当院では、看護師等の勤務環境改善、及び看護師が患者さんの看護業務等に専念できるよう、看護師負担軽減計画および処遇改善計画を以下のとおり策定し、取り組んでおります。
- 上述の趣旨により取組を行っているため、ご理解及びご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和8年度 看護職員の負担軽減・処遇改善計画

- | | |
|----|--|
| 1) | 自法人に所属する看護師の増員を図る。具体的には、SNS等各種コンテンツを活用した広報強化・グループ法人との連携・アルムナイ・リファラル採用活動等により、看護師を増員し人員の充足を図ることで柔軟な勤務体制を目指す。 |
| 2) | 病棟薬剤師配置を継続し、業務支援を行っていく。 |
| 3) | 看護部に所属する病棟専従クークを各病棟に継続配置し、看護師業務の負担軽減を図る。 |
| 4) | クリティカルパスの施行。多職種によるクリニカルパスチームを中心に、組織として看護師を含む全体の業務負担軽減を図る。 |
| 5) | 以下①～②の医療DX業務を施行し、システムによる負担軽減を図る。
① AI記録の導入および推進
② RPA化の継続および推進 |
| 6) | 看護職員処遇改善評価料、ベースアップ評価料の施設基準を取得し、施設基準および補助金収入以上の還元をし、賃金の処遇改善を継続する。 |